



荷主との 連携あって築ける絆 作業手順を万全に

陸災防「令和2年度 安全衛生標語」荷役部門優秀作品



題字 初代会長(金丸富夫)

令和2年7月 No.613
 発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
 安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表
<http://www.rikusai.or.jp>
 (印刷物による年間購読料 3,600円)

| | |
|--|--------------------------------------|
| ○ 令和2年度 通常総代会開催 ……(1) | ○ 短期連載トラック荷台からの転落防止を考える(10)~(12) |
| ○ 渡邊会長 通常総代会挨拶(要約) ……(2) | ○ 連載 マコマコ博士のメンタルヘルス2020(13)~(15) |
| ○ 「夏期労働災害防止強調運動」実施中です! ……(2) | ○ 陸災防の新しいポスターのご案内 ……(15) |
| ○ 総代会への厚生労働省村山安全衛生部長メッセージ(3) | ○ 連載 やさしく解説「労働安全衛生法」 ……(16) |
| ○ 過労死等の労災認定状況とポイント ……(4)~(5) | ○ 「エイジフレンドリー補助金」の申請受付開始(17) |
| ○ 第56回全国陸運労災防止大会のご案内 ……(5) | ○ [中災防]パワーハラスメント相談窓口担当者研修のご案内 ……(17) |
| ○ 近年のフォークリフトによる災害発生の特徴と 問題点 ……(6)~(8) | ○ 腰痛予防対策講習会のご案内 ……(18) |
| ○ 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施中! ……(9) | ○ 小企業無災害記録表彰 ……(19) |
| | ○ 労働災害発生状況(令和2年速報) ……(19) |

令和2年度 通常総代会開催

事業計画等、全ての議案が承認される



当協会の令和2年度通常総代会が6月24日(水)、東京都港区のメルパーク東京において開催されました。今年度の通常総代会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催日を1か月延期し、さらに規模の縮小、時間の短縮など可能な限り感染拡大予防策を講じての開催となりました。また、通常総代会に先立ち第8回理事会が同日同所にて開催され、令和2年度通常総代会上程議案等について審議されました。

通常総代会において、渡邊会長が議長となり、①令和元年度事業報告・収支決算、②令和2年度事業計画案・収支予算案、③役員選任の各議案が審議され、すべて承認されました。

令和2年度事業計画においては、新規事業である「高年齢労働者荷役労働災害防止対策コンサルティングの実施」をはじめとする各種事業の取組が承認されました。事業計画の詳細は、当誌令和2年4月号No.610をご覧ください。

役員選任の議案につきましては、浜島専務理事の理事就任及び横尾事務局長の専務理事就任についても承認されました。

また、本通常総代会へ厚生労働省労働基準局安全衛生部長村山誠様からメッセージを賜りました。



渡邊会長 通常総代会挨拶（要約）



平素より、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

国内景気も新型コロナウイルスの影響により、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にあります。今後、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくこととされておりますが、陸運業を取り巻く状況は、当面、極めて厳しい状況が続くと見込まれます。

こうした中、総代の皆様におかれましても、事業活動に様々な影響を受けておられることと拝察いたしますが、新型コロナウイルス感染症への対応は当分継続すると思われまします。事業活動が早期に平常化されますことを期待しております。

さて、昨年一年間の陸運業における労働災害の発生状況をみますと、死亡災害については、101人と前年比1人、1.0%の減少にとどまり、目標の99人以下には残念ながら及びませんでした。

また、死傷者数は、15,382人と前年比436人、2.8%の減少となり、平成28年以降続いていた増加傾向に歯止めをかけることができましたが、目標の15,356人を下回ることにはできませんでした。

また、今年に入りましても死亡災害につきましては減少しているようですが、死傷者数については再び増加に転じていることが懸念されます。

今年度は「陸運業労働災害防止5か年計画」の3年度目に当たり、その目標を達成すべく、本年度も引き続き、災害防止に向けた強力な取組が求められております。

こうした現状を踏まえ、今年度は国からのご支援も頂戴しながら、災害が多く発生している荷役関連災害の防止をはじめとして、労働災害の防止に向け、本部・支部一体となって、総力を挙げて取り組んでまいります。また、本年は特に、荷役ガイドラインの周知徹底と併せ、厚生労働省が公表しました「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」の周知にも努めてまいります。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

「夏期労働災害防止強調運動」実施中です！

～ 7月1日から7月31日 ～

陸災防では、7月1日から7月31日まで「夏期労働災害防止強調運動」を実施し、災防指導員の巡回指導をはじめとして様々な取組を実施中です。

各企業・事業場におかれましては、労働安全衛生関係法令及び陸運労働災害防止規程を遵守することはもとより、「職場の安全衛生自主点検表」を用いて安全衛生管理体制を確認いただくとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に展開いただきますようお願いいたします。

実施要綱↓

http://www.rikusai.or.jp/downloads/kaki_youkou_2020.pdf

職場の安全衛生自主点検表↓

<http://www.rikusai.or.jp/downloads/jisyutenkenhyo.pdf>



夏期労働災害防止強調運動
ちよとした 段差ひとつも事故のもと
リスクを減らす創意工夫
7月1日～7月31日

運動紙のぼり

厚生労働省村山安全衛生部長メッセージ

皆様には、日頃より労働安全衛生行政の推進に対して、多大なる御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度の総代会は、新型コロナウイルス感染防止策として、事前に委任状による参加を勧奨し、受付での体温測定やマスクの着用、手指のアルコール消毒のほか、ソーシャルディスタンスを確保するなど、細心の注意を払われたことと存じます。

そのような状況の中、陸上貨物運送事業労働災害防止協会の令和2年度通常総代会が開催されましたことを、心よりお慶び申し上げます。

さて、本年度は、国と労使が協力して、労働災害の減少に取り組むための中期計画である「第13次労働災害防止計画」の3年目となります。各業界の皆様が永年にわたる御努力もあり、労働災害は長期的には着実に減少してまいりました。令和元年の労働災害については、死亡災害は2年連続で前年を下回り、過去最少の845人となりました。

陸上貨物運送事業について見ても、令和2年の死亡災害については、このまま推移すれば、第13次労働災害防止計画における労働災害削減目標を達成できる水準に達しています。交通事故防止や荷主等と連携した安全対策等に取り組んでいただくなどの取組が実を結んでいるものと考えており、皆様の御尽力に敬意を表します。

その一方で、陸上貨物運送事業における休業

4日以上の死傷災害については、前年と比較し減少したものの、第13次労働災害防止計画の基準年である平成29年と比較すると、依然として上回っており、今後、相当の努力をしなければ目標の達成は、難しい状況にあります。

こうした状況の下、陸上貨物運送事業における死亡災害の半数近くを占める交通事故については、引き続き、「交通労働災害防止のためのガイドライン」や改善基準告示を遵守していただき、無理のない走行計画の作成、日々の点呼による運転者の健康状態の把握などに、取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、陸上貨物運送事業における死傷災害の約7割を占めるとされている荷役作業の安全対策については、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」で定めた、荷役作業の安全衛生教育の実施や荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担の明確化など実施事項の取組を改めて徹底していただくとともに、本年6月に公開したリーフレット「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために」を活用して荷台昇降設備の導入をご検討いただくなど、目標の達成に向けて、引き続き御努力をお願いいたします。

最後になりますが、今後とも貴協会とは連携を図りながら、陸上貨物運送事業における労働災害の撲滅に向け、ともに歩み進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、関係者の皆様の御活躍と御健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

令和元年度「過労死等の労災補償状況」発表 —道路貨物運送業が11年連続ワースト1—

厚生労働省では、このほど令和元年度の「過労死等の労災補償状況」を公表しました。

陸運業については、脳・心臓疾患による労災認定件数は11年連続してワースト1、精神障害の労災認定件数についても高い水準が続いていますが、それぞれ前年度に比べ減少が見られました。

陸運業における過労死等の労災認定状況についてポイントをまとめました。

1 陸運業に係る脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況のポイント

令和元年度における全産業の脳・心臓疾患による労災請求件数は936件で、前年度と比べ59件の大幅増となりました。そのうち支給決定件数は216件で前年度比22件の減となり、うち死亡件数は前年度比4件減の86件でした。

業種別（大分類）では、請求件数は「運輸業、郵便業」197件、「卸売業、小売業」150件、「建設業」130件の順で多く、支給決定件数は「運輸業、郵便業」68件、「卸売業、小売業」32件、「製造業」22件の順に多くなっており、業種別（中分類）では、請求件数、支給決定件数ともに、業種別（大分類）の「運輸業、郵便業」のうちの「道路貨物運送業」144件、61件が最多となっています（図1、表1）。

また、職種別（中分類）では、請求件数、支給決定件数ともに、「自動車運転従事者」177件、67件が最多であり、その多くが50歳以上のトラック運転手です。陸運業界における過労死防止に向けて、長時間労働への取組は極めて重要かつ急務です。

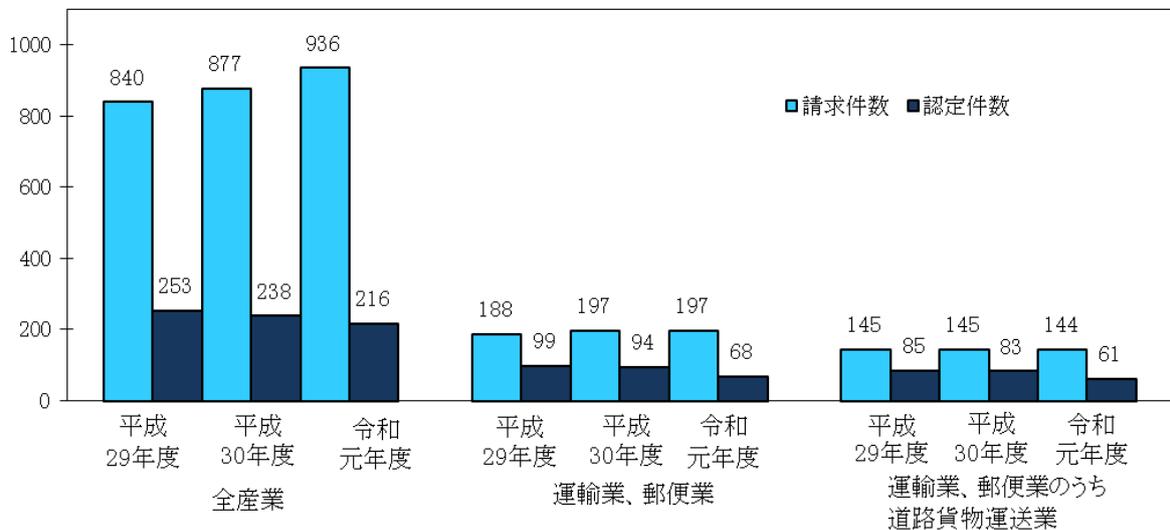


図1 脳・心臓疾患の請求及び支給決定件数の推移 (平成29年度～令和元年度)

表1 脳・心臓疾患の業種別請求及び支給決定件数 (平成29年度～令和元年度)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | |
|---------|--------|------|--------|------|-------|------|
| | 請求件数 | 認定件数 | 請求件数 | 認定件数 | 請求件数 | 認定件数 |
| 全産業 | 840 | 253 | 877 | 238 | 936 | 216 |
| 製造業 | 110 | 24 | 105 | 28 | 99 | 22 |
| 建設業 | 112 | 17 | 99 | 14 | 130 | 17 |
| 卸・小売業 | 115 | 35 | 111 | 24 | 150 | 32 |
| 運輸業、郵便業 | 188 | 99 | 197 | 94 | 197 | 68 |
| 道路貨物運送業 | 145 | 85 | 145 | 83 | 144 | 61 |

(注) 厚生労働省職業病認定対策室の資料による。

2 陸運業に係る精神障害に関する事案の労災補償状況のポイント

請求件数は2,060件で前年度比240件の大幅増、支給決定件数は509件で前年度比44件の増となっております(図2)。業種別(中分類)の支給決定件数においては、「医療・福祉」のうち社会保険・社会福祉・介護事業の48件が最多、「運輸業、郵便業」のうち「道路貨物運送業」は29件となっております(表2)。支給決定となった主な出来事としては、仕事上のミス、時間外労働や連続勤務等の増加、対人関係及び特別な出来事への遭遇等が挙げられます。

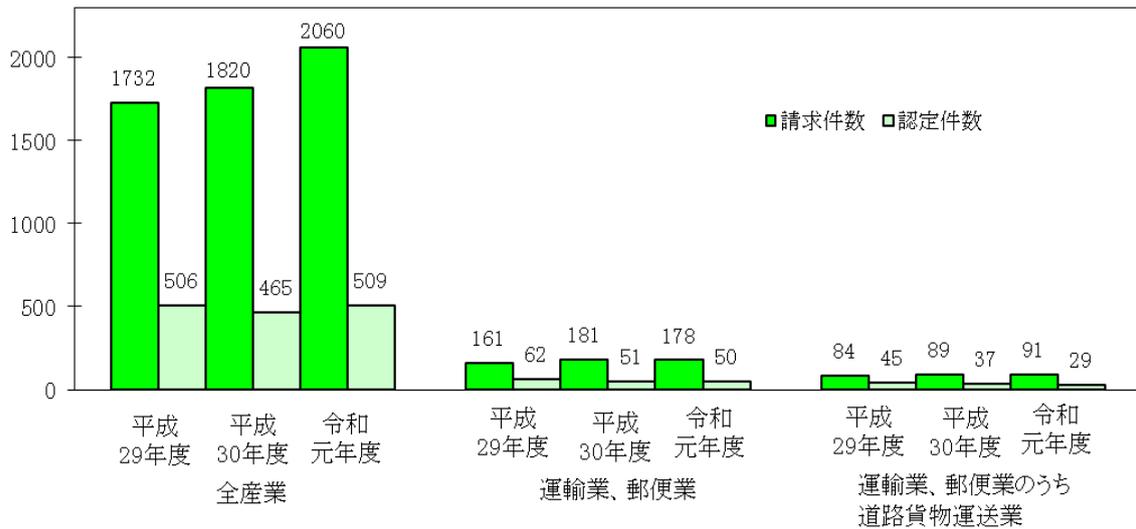


図2 精神障害の請求及び支給決定件数の推移 (平成29年度～令和元年度)

表2 精神障害の請求及び支給決定件数 (平成29年度～令和元年度)

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | |
|---------|--------|------|--------|------|-------|------|
| | 請求件数 | 認定件数 | 請求件数 | 認定件数 | 請求件数 | 認定件数 |
| 全産業 | 1732 | 506 | 1820 | 465 | 2060 | 509 |
| 製造業 | 308 | 87 | 302 | 82 | 352 | 90 |
| 建設業 | 114 | 51 | 129 | 45 | 93 | 41 |
| 卸・小売業 | 232 | 65 | 256 | 68 | 279 | 74 |
| 運輸業、郵便業 | 161 | 62 | 161 | 62 | 178 | 50 |
| 道路貨物運送業 | 84 | 45 | 89 | 37 | 91 | 29 |

(注)厚生労働省職業病認定対策室の資料による。

第56回全国陸運労災防止大会のご案内

全国から会員事業場が一堂に会し、①労働災害防止の意識の高揚を図り、その決意を新たにするとともに、②労働災害防止の取組について学ぶために、毎年、「全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会」を開催しています。本年の大会は、11月12日(木)広島県広島市「アステールプラザ」にて開催いたします。

第56回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会

開催日時 令和2年11月12日(木) 13:30

会場 [JMSアステールプラザ \(広島県広島市\)](#)



特別講演 喜多流能楽師 大島輝久 様



【平成29年～令和元年】 近年のフォークリフトによる災害発生の特徴と問題点

安全管理士 堀野 弘志

フォークリフトによる過去3年の事故の型別・業種別死亡災害発生状況（平成29年～令和元年）

| 事故の型 | 業種 年齢区分 | 製造業 | | | 建設業 | | | 陸運業 | | | 港湾荷役業 | | | 商業 | | | その他 | | | 計 | | | 3年合計 | |
|------------|------------|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|-------|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|------|----|
| | | 平成 | | 令和 | 平成 | | 令和 | 平成 | | 令和 | 平成 | | 令和 | 平成 | | 令和 | 平成 | | 令和 | | | | | |
| | | 29 | 30 | 元 | 29 | 30 | 元 | 29 | 30 | 元 | 29 | 30 | 元 | 29 | 30 | 元 | 29 | 30 | 元 | | | | | |
| 墜落・転落 | 50歳以上 | 1 | 1 | 2 | 1 | | 1 | 1 | 2 | | | | | 1 | | | 1 | | | 5 | 3 | 3 | 11 | 21 |
| | 50歳未満 | | 1 | 1 | | | | 2 | 1 | 2 | | | | | 1 | | 2 | | | 4 | 3 | 3 | 10 | |
| 転倒 | 50歳以上 | | 1 | | 1 | | | | | 1 | | | | | 1 | 1 | | | | 2 | 1 | 2 | 5 | 18 |
| | 50歳未満 | | 3 | 2 | 1 | 1 | | 1 | | | | | | 1 | | | 1 | 2 | 1 | 4 | 6 | 3 | 13 | |
| 激突 | 50歳以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 50歳未満 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 0 | 0 | 1 | |
| 飛来・落下 | 50歳以上 | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 2 | 1 | 1 | 2 | 4 | 7 |
| | 50歳未満 | | | | | 1 | | | | | 1 | | | 1 | | | | | | 1 | 2 | 0 | 3 | |
| 崩壊・倒壊 | 50歳以上 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 |
| | 50歳未満 | | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | 2 | 0 | 0 | 2 | |
| 激突され | 50歳以上 | 2 | 2 | | 1 | | | | | | | | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 3 | 4 | 2 | 9 | 13 |
| | 50歳未満 | | | | | | | 1 | | | | | | 1 | | | 1 | 1 | | 3 | 0 | 1 | 4 | |
| はさまれ・巻き込まれ | 50歳以上 | | 1 | 2 | | 2 | | 1 | | | | | | | 1 | | 2 | 2 | | 3 | 4 | 4 | 11 | 13 |
| | 50歳未満 | | 1 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 | 1 | 0 | 2 | |
| 交通事故 | 50歳以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 50歳未満 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 | 50歳以上 | 3 | 6 | 4 | 4 | 2 | 1 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 4 | 1 | 5 | 14 | 14 | 13 | 41 | 76 |
| | 50歳未満 | 1 | 5 | 3 | 1 | 2 | 0 | 6 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 4 | 2 | 2 | 16 | 12 | 7 | 35 | |
| | 3年合計 | 4 | 11 | 7 | 5 | 4 | 1 | 8 | 4 | 3 | 2 | 0 | 0 | 3 | 4 | 2 | 8 | 3 | 7 | 30 | 26 | 20 | 76 | |

(資料：厚生労働省安全衛生部)

1 はじめに

令和元年の労働災害による死亡者数のうちフォークリフトが起因となった事故の死亡者数は20人で、前年の26人から6人の減少となりました。

業種別では、対前年比で製造業は4人減少、建設業は3人減少、商業は2人減少で、陸運業も1人の減少となりました。港湾荷役業は2年連続で死亡災害ゼロとなっています。

また、被災者の年齢区分別では、50歳未満が対前年5人減少の13人となりましたが、50歳以上は1人の減少にとどまって13人となり、結果として高齢労働者の割合が65%となりました。

2 近年の死亡災害の特徴（全産業）

過去3年間に於けるフォークリフトが起因となった死亡者数は、平成29年30人、平成30年26人、令和元年20人と2年連続減少となりました（図1）。

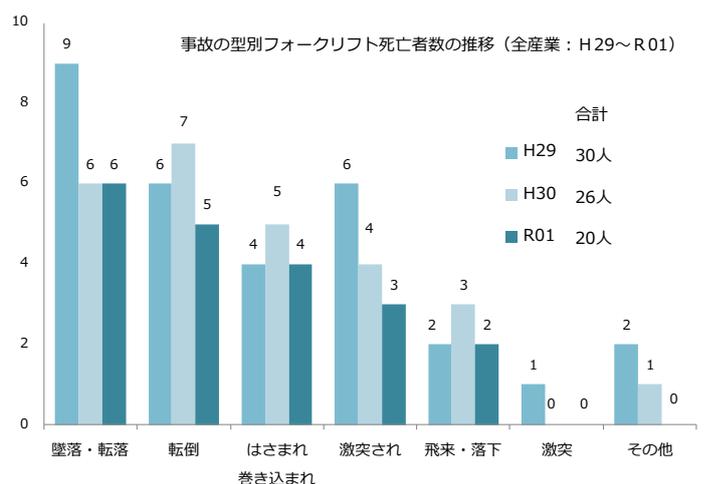


図1 事故の型別フォークリフト死亡災害者数の推移（H29～R01）

業種別には過去3年間の合計で見ると、製造業が最多の22人(29%)、次いで陸運業が15人(20%)、建設業10人(13%)、商業9人(12%)、の順となっています。

事故の型別では、「墜落・転落」によるものが21人(28%)と最も多く、「転倒」が18人

(24%)、「はさまれ・巻き込まれ」と「激突され」が同数でそれぞれ13人(17%)の順となっています(図2)。

事故の型別フォークリフト死亡災害(H29~R01)

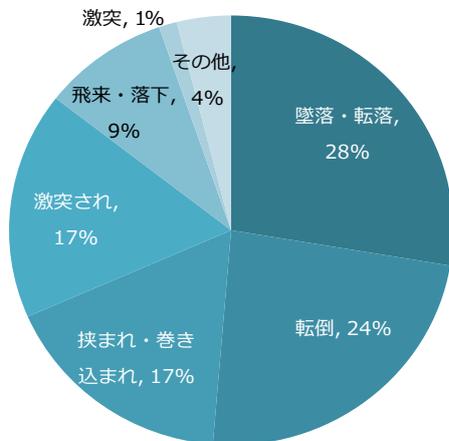


図2 事故の型別フォークリフト死亡災害の割合(H29~R01)

3 令和元年死亡災害の型別の事故概要と問題点(全産業20人)

① 墜落・転落(6人)

フォークリフトの爪やパレットに労働者を乗せての高所作業中に床面に墜落したものが2件。オーダーピッキングトラック(運転席が上昇するタイプ)の上昇させた運転席からピッキング作業中に墜落した(墜落制止用器具を使用していなかった)ものが2件。操作ミスによりフォークリフトが転落し、運転者が投げ出されフォークリフトの下敷きになったものが2件。

【問題点】

- ➡ フォークリフトを人の昇降に使用したこと(用途外使用)
- ➡ 墜落制止用器具の不使用

② 転倒(5人)

フレコンを吊って走行中バランスを崩しフォークリフトが横転し、運転者が投げ出され下敷きになったものが1件。勾配のある斜面を最大揚高までリフトアップした状態でバック走行し、バランスを崩して転倒し下敷きになったものが1件。バック走行中、左後輪が脱輪し、車体が傾いたので運転席から飛び降りたが、転倒したフォークリフトの下敷きになったものが1件。無資格の外国人労働者がフォ

ークリフトを運転中、フォークリフトが横転し、運転席から投げ出され下敷きになったものが2件(ハンドルの切りすぎで急旋回となり横転したもの及び傾斜のある路肩に乗り上げ横転したもの)。

【問題点】

- ➡ フォークを上げた状態での運転
- ➡ 急旋回したこと

③ はさまれ・巻き込まれ(4人)

フォークリフトの運行経路に立ち入って床の掃除をしていた派遣労働者が前進走行で荷を運搬中のフォークリフトに轢かれたものが1件。農作業終了後、詰め所に戻るためフォークリフトの爪に乗って移動中落下して後輪に頭部を引かれたものが1件。鉄の廃材を運搬中、廃材がバックレストに引っかかったため、爪を上げてバックレストの下部に入り込んで廃材を引き抜いたところ油圧が下がり爪が降下し頭部を挟まれたものが1件。15トンフォークに轢かれたものが1件。

【問題点】

- ➡ 危険感受性の欠如(危険個所への立入)
- ➡ 整備不良(作業開始前点検の不実施)

④ 激突され(3人)

停止措置が不適切なため、転落したフォークリフトに頭部を強打したものが1件。脇見運転のフォークリフトに轢かれたものが1件。フォークリフトの運行経路内で轢かれたものが1件。

【問題点】

- ➡ 安全確認の不徹底

⑤ 飛来・落下(2人)

積荷が偏荷重となり誘導者が横転したフォークリフトと壁に挟まれたものが1件。トラック荷台上のコンテナの差し込み式の柵をフォークで引き抜こうとしたところ、荷崩れ防止用の木がはじかれ保護帽を着用していない頭部に直撃し死亡したものが1件。

【問題点】

- ➡ 保護具を着用していないこと
- ➡ 用途外使用

4 近年のフォークリフト起因の死傷災害

過去3年間におけるフォークリフトに起因する死傷者数は、平成29年1,997人、平成30年2,113人、令和元年は前年比32人増加の2,145人と増加が続いています。

業種別では、過去3年間の合計で見ると、陸運業が40%で最も多く、製造業31%、商業16%となっています(図3、4)。陸運業は前年比28人の減少で842人となりました。商業は前年比55人増となっています。

事故の型別では、挟まれ・巻き込まれが38%、激突されが27%でフォークリフトと人の接触つまり轢かれが最も多くなっています(図5、図6)。

5 フォークリフト安全作業のポイント

- ① 用途外使用(人の昇降、牽引、吊上げ)禁止
- ② 無資格運転を絶対にさせない
- ③ 横転注意:リフトアップしたまま走行・旋回しない、傾斜通路を走行しない、シートベルトを着用して投げ出されないようにすること
- ④ 進行方向(前後左右)への安全確認
- ⑤ フォークリフトの走行経路へ立ち入らないこと
- ⑥ 作業開始前点検と整備を徹底すること

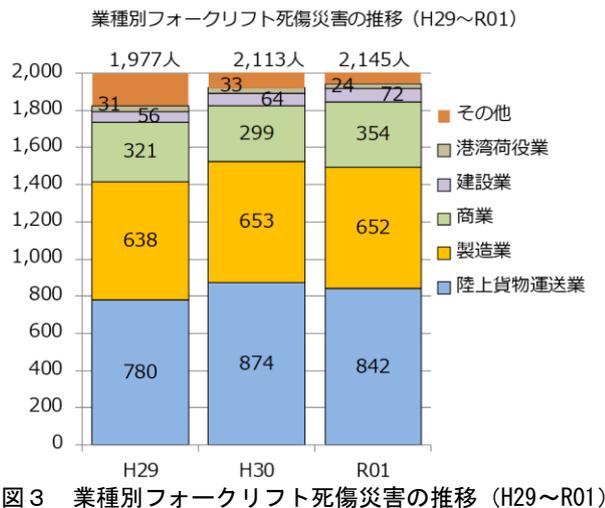


図3 業種別フォークリフト死傷災害の推移 (H29~R01)

業種別フォークリフト死傷災害の割合 (H29~R01)

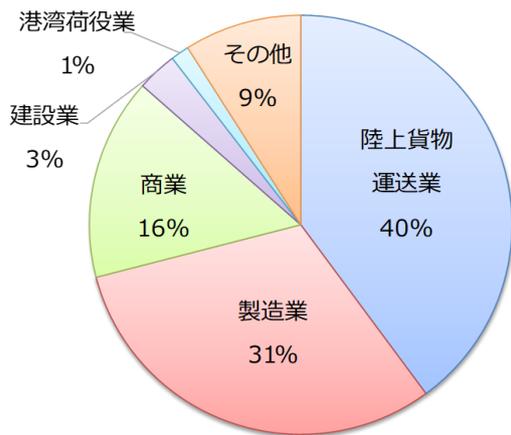


図4 業種別フォークリフト死傷災害の割合 (H29~R01)

事故の型別フォークリフト死傷災害

H29~R01

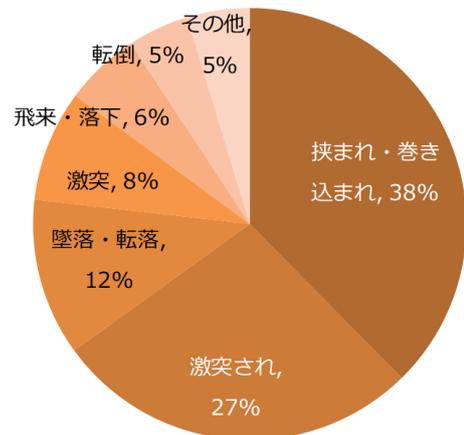


図5 事故の型別フォークリフト死傷災害の割合 (H29~R01)

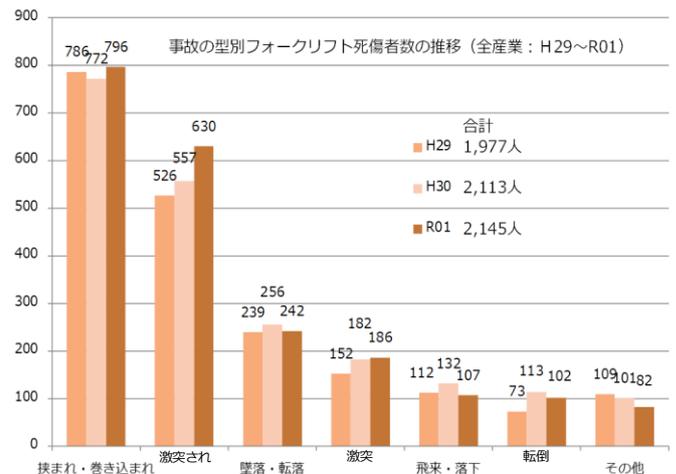


図6 事故の型別フォークリフト死傷者数の推移

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和2年5月1日から9月30日まで（準備期間：4月、**重点取組期間：7月**）主唱：厚生労働省、労働災害防止団体等

7月は重点取組期間です！一層のお取り組みを！

1 職場における熱中症の現状

令和元年の熱中症による死傷者数は829人で、うち死亡者数が25人と、平成30年と比較すると大幅に減少しましたが、平成29年以前と比較すると、未だ高い状況にあります。運送業については、死傷者数が110人、うち**死亡者数が2人**でした（表）。

表 職場における熱中症による死傷者数の推移（平成26～30年） (人)

| | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 |
|-------|----------|----------|----------|------------|----------|
| 全業種 | 464 (29) | 462 (12) | 544 (14) | 1,128 (29) | 829 (25) |
| うち運送業 | 62 (1) | 67 (0) | 85 (0) | 162 (4) | 110(2) |

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数

2 運送業における熱中症

運送業における令和元年の熱中症による死亡災害2人に関する事案は次のとおりです。

- 荷主先においてトラックの荷台で養生作業を行っていたが、荷台でうずくまっているところを発見された事例。救急搬送後、同日に死亡した。通気性の良くないインナー、ナイロンジャケット、帽子、マスクを着用していた。
- 貨物輸送員として、取引先事業場の工場において、重機による積み込み作業を行っていたところ、体調を崩し、自ら本社に「手が痺れる」等報告を入れ、トラックで休憩していた。体調不良の連絡を受け、約30分後に同僚が様子を見に行ったところ、トラック内で意識を喪失しているところを発見され、救急隊が到着した際には心肺停止状態であり、救急搬送されるも回復せず死亡した。



3 職場における熱中症予防対策の取組

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」に示されている事項にお取り組みください (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>)。

特に、次の点に留意願います。

- (1)屋内作業も含め、JISに適合したWBGT値測定器を準備して、暑さ指数を測りましょう。
- (2)暑い場所で重い荷物を運ぶ作業は、特に気流を感じないとき、身体に大きな負担がかかります。休憩時間の確保や、条件を考慮したWBGT基準値を用いて作業中止を含めた作業計画を作りましょう。
- (3)体調不良や睡眠不足など、その日の労働者の健康状態に気をつけるとともに、熱中症の初期症状に気づくようにしましょう。
- (4)体調に異変を感じたときは、躊躇せず同僚や管理者に知らせるよう、あらかじめ労働者に知らせてください。熱中症の症状は急激に悪化するので、病院への搬送や救急隊の要請を行いましょう。



【短期連載】

トラック荷台からの転落防止を考える 第2回：どのように転落したのか？

独立行政法人 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所

リスク管理研究グループ 大西 明宏



大西 明宏 Profile

2006年に博士(保健医療学)取得。2008年に当研究所へ着任。専門は人間工学。主に滑りによる転倒災害防止に関する研究、荷役作業におけるロールボックスパレットやテールゲートリフター使用時の災害防止に関する研究に従事。

どのように転落したのか？

前回、陸運業の労災において最も多いのはトラック荷台からの転落等で、年間で約3,000件(全体の約20%)も発生していると紹介しました。そうは言っても読者の皆さんからすると「なぜ起こったのか？」や「どのような状況だったのか？」の方が関心事かと思えます。しかし残念ながら、なぜ起こったのかは労災データにはあまり書かれていないこと(例:とっさのことでよく覚えていない、実はボーっとしていた、体調が悪かった、おしっこが漏れそうだった、プレッシャーがあった等)もあって本当の姿をつかむのが難しいのです。そこで今回はもう1つの関心事、トラック荷台からの転落等の発生状況について労災データ分析をもとに検証したいと思います。

転落発生時の状況データ分析

1 対象のデータ

対象は前回の分析結果¹⁾で、トラック荷台等からの転落(着地時に足を負傷した例を含む)に該当した平成22年の766件と平成27年の735件の合計1,501件です。

2 分析の方法

はじめに筆者がすべての対象データに記載されている発生状況を精読し、その内容をもとに表1に示した主な分類項目とそれぞれの具体的な発生状況・場面を導き出しました。その内訳は、荷台との移動に関する「①荷台昇降」の4項目、積荷の保護に用いる「②シート取扱い」に関連の3項目、平ボディ車やウイング車の荷台囲い枠である「③あおり」に関連の4項目、作業者が荷台の端に気付かなかった「④位置誤認」に関する3項目、荷の上での作業や荷の固定・固縛中などの「⑤荷扱い」に関する3項目、屋外作業による濡れ等が原因となった「⑥天候影響」の2項目、①～⑥に該当しなかった「⑦その他」の合計20項目です。次に対象データの1,501件を表1の項目に振り分けて集計しました。ただし複数の項目に当てはまる事例もありましたので、そのような場合は1件であっても当てはまる項目すべてでカウントしました。

表1 トラック荷台からの転落等の発生状況・場面の分類

| 分類項目 | 具体的な状況・場面 |
|----------|--|
| ① 荷台昇降 | 荷台へ上がる時、荷台から降りる時、任意の飛び降り、危険回避による飛び降り |
| ② シート取扱い | シート掛け時、シート外し時、シート取扱い中 |
| ③ あおり | あおり上の移動、あおりのロック不良、不十分、かけ忘れ、あおりへの手足・シート等の引っ掛かり、あおり(その他) |
| ④ 位置誤認 | 作業者の荷台端部の見誤り、後向き移動、後向きでの荷の引き |
| ⑤ 荷扱い | 荷上での作業、荷の固定・固縛中、脚の踏み場が少ない(狭い、小さい等) |
| ⑥ 天候影響 | 風の影響、雨、雪、氷(水分や凍結)の影響 |
| ⑦ その他 | その他 |

不名誉な第1位は

集計結果を表2に示しました。最も多かったのは荷台から降りる時で全体の30%弱を占めていました。このパーセンテージは荷台から降りる時以外の19項目と比較すると極端に高いことが一目瞭然です。さらに荷台に上がる時と飛び降りまでを含めた「①荷台昇降」の4項目の合計では40%程度を占めていました。ただし荷台に上がる時は両年ともに5%くらいですから、とにかく降りる時の転落が重大な問題と言えるでしょう。この結果を見る前までの筆者のイメージは「荷台で荷役作業をしている時の転落(表2の②~⑤)

が多いのでは？」というものでした。確かにこれらを合計すると30%を超えますから間違いなく多いです。しかしそれぞれの具体的な状況・場面からも分かるように、同じ荷役作業と言ってもそれぞれが違うのです。もちろんこれらすべてにきめ細やかな対策が必要とされるのですが、荷台昇降がこれほど危険であることに気付いていたでしょうか。少なくとも筆者にはその認識はありませんでした。荷台からの転落等による災害を減らすには、荷役作業に付帯する“災害多発の荷台昇降”の対策にも目を向けることではないでしょうか。

表2 トラック荷台からの転落等の発生状況・場面の分類

| 分類項目 | 具体的な状況・場面 | 平成22年 | | 平成27年 | |
|----------|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| | | n | % | n | % |
| ① 荷台昇降 | 荷台へ上がる時 | 45 | 5.3 | 44 | 5.1 |
| | 荷台から降りる時 | 194 | 22.7 | 232 | 27.0 |
| | 任意の飛び降り | 35 | 4.1 | 45 | 5.2 |
| | 危険回避による飛び降り | 21 | 2.5 | 23 | 2.7 |
| ② シート取扱い | シート掛け | 48 | 5.6 | 35 | 4.1 |
| | シート外し | 19 | 2.2 | 11 | 1.3 |
| | シート取扱い中 | 17 | 2.0 | 22 | 2.6 |
| ③ あおり | あおり上の移動 | 26 | 3.0 | 6 | 0.7 |
| | あおりのロック不良、不十分、かけ忘れ | 16 | 1.9 | 15 | 1.7 |
| | あおりへの手足・シート等の引っ掛かり | 7 | 0.8 | 7 | 0.8 |
| ④ 位置誤認 | あおり(その他) | 15 | 1.8 | 46 | 5.3 |
| | 作業者の荷台端部の見誤り | 32 | 3.7 | 28 | 3.3 |
| | 後向き移動 | 8 | 0.9 | 8 | 0.9 |
| ⑤ 荷扱い | 後向きでの荷の引き | 15 | 1.8 | 25 | 2.9 |
| | 荷上での作業 | 23 | 2.7 | 20 | 2.3 |
| | 荷の固定・固縛中 | 49 | 5.7 | 57 | 6.6 |
| ⑥ 天候影響 | 脚の踏み場が少ない(狭い、小さい等) | 10 | 1.2 | 7 | 0.8 |
| | 風の影響 | 7 | 0.8 | 11 | 1.3 |
| ⑦ その他 | 雨、雪、氷(水分や凍結)の影響 | 86 | 10.1 | 60 | 7.0 |
| | その他 | 182 | 21.3 | 158 | 18.4 |
| 計 | | 855 | 100.0 | 860 | 100.0 |

荷台昇降だけで
全体の約40%

荷台から降りる時だけで全体の30%弱！

(注) 平成22年の複数該当例は89件のため合計855件、平成27年の複数該当例は125件のため合計860件になっています。
 (注) 元データは全数から約1/4を無作為に抽出したものであり、実際には上記の約4倍が発生していることとなります。

濡れによる滑りも注意

荷台から降りる時の次に多かったのは、「⑥天候影響」の雨、雪、氷(水分や凍結)の影響で、全体の7.0~10.1%でした。これらは濡れによる滑りが原因となった転落災害です。滑りは身近な出来事ですので、濡れたタイルの上で滑って転倒しそうになった等のヒヤリハット経験はよくあると思います。滑りの怖いところは自分で身体の動きをコントロールできなくなることです。荷台で滑った場合は

地面まで落ちますのでとにかく危険です。この水分や凍結の影響の転落は、その大半が荷台やその周辺(あおりなど)に乗せた足が滑って落ちた事例でしたが、あおりや荷などに置いた手が滑って落ちた事例も少なからず見受けられました。そのため、滑りにくい靴・手袋の着用が必須なのは言うまでもありません。その他、夜露などの濡れや薄い凍結は目視しにくいので、常に疑いながら作業する心構えも重要です。

ヘルメットだけではダメ！

荷台への移動、荷台で作業をするのであればヘルメット（墜落時保護用の保護帽）の着用が不可欠です。しかしこれで転落対策が万全と考えるべきではありません。労働安全衛生規則の第157条67に『最大積載量が5トン以上のトラックでは床面と荷台の間、あるいは荷台上の荷の上面までの昇降設備を設けなければならない』と定められています。法律上は5トン以上のトラックとなっていますが、荷台の高さはトン数にほとんど関係ありません。どのようなトラックでも荷台への昇降設備が必要なのです。そもそもキャビンへの昇降用には手すりとステップがあるのに荷台に無いのはおかしい話だと思いませんか？荷役安全ガイドライン²⁾ではキャビンだけでなく荷や荷台への昇降は3点確保（支持）を遵守するよう定められています。事業者の皆さんにお願いします。お客様からの大切な荷を預かっているとの認識があればこそ、作業者が安全かつ丁寧に荷扱ひできる荷台周辺の安全装備の充実にも努めてください。

どのように昇降していますか？

図1の写真を見てください。ウイング車と平ボディ車が荷役のためにおおりを下ろした光景です。ここでもう一度、荷台昇降時の転落災害が多発していることを考えつつ、この2つの写真から安全対策に問題ないかを確認しながら見てください。両方とも昇降設備がないようですが、作業者はどのように昇降したらよいのでしょうか？このような状況で脚立等が使えないのであれば、飛び乗り・飛び降りしかないように思えます。荷台からの飛び降りは厳禁ですが、写真のような状況がまかり通るのであれば飛び降り防止の実効性は期待できません。図1の事例は荷台昇降時の転落の多さを窺い知るのに十分な材料に思えます。



図1 作業者の昇降設備がない例（ウイング車）



図1 作業者の昇降設備がない例（平ボディ車）

リーフレットができました！

厚生労働省と労働安全衛生総合研究所は、今回紹介したデータ分析結果をもとに、荷台昇降設備の推奨事例などをまとめたリーフレットを公開しました。ボディ形状によって異なる荷台に対応するべく、バン型、冷蔵冷凍、ウイング、平ボディのそれぞれに対応する製品写真が多数紹介されています。今まで見たことがないようなものもあり、一見の価値ありです。ぜひダウンロードしてみてください。

リーフレット URL

http://rikusai.or.jp/downloads/truck_nibai_A4.pdf

リーフレット QR コード



おわりに

荷台からの転落災害を減らす大きなカギは、事業者が荷台への昇降設備を装備すること、そして作業者は安全に昇降することへの認識を高めて行動することにかかっていると言えるでしょう。荷台高さの“1メートルは一命取る”。これは昇降中でも同じです。次回は先に紹介したリーフレットに掲載されている昇降設備（各種ステップとグリップ）と適切な昇降方法を中心に解説します。

参考文献

- 1) 大西明宏：[近年の陸上貨物運送事業における労働災害の特徴](#)，55（Supplement），1B1-2，2019
- 2) 厚生労働省：[陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号）](#)，2013

【連載 I】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士のメンタルヘルス 2020
(第5回)

テーマ「職場の『メンタル不調』風景(その5)」

ーコロナ禍、チェックリストと対処法で乗りきろう！ー

精神科医 夏目 誠

職場の雑談から

図1. 雑談中



PIXTA|夏目

新型コロナ禍で、“ストレスがいっぱい、いっぱい”の、人が多いでしょう。皆さん、ストレス度を測定してみませんか？簡単ですぐにできますよ。

チェックリスト(働く人用)

- 1 ボーッとすることが多く、笑うことがなくなった
- 2 疲れやすい
- 3 イラッ、ムツとすることが増えた
- 4 寝つきが悪い、夜中に目覚めることが増えた
- 5 集中できない、ミスの増加など
- 6 時々さみしくなり、叫びたくなる
- 7 予定が立たないので、リズムに乗れない
- 8 収入減や雇用不安がある
- 9 家事が増え、家族の口論がおきる
- 10 テレワークなどがスムーズにいかない

3つ以上が「要対処」

皆さんを悩ませています「コロナ疲れ・不安・うつ」の程度は、どのくらいでしたか？「チェックリスト」、わかりやすく、すぐできるように作成しました。

判定基準：3つ以上が「高ストレス者」です。

対処できていますか？ 2つ以上は…

皆さん、○が3つ以上の時はどうしますか？

多くの方が活用できるように、「対処リスト」を示します。該当する項目に○をつけてください。

| 番号 | 実行 ○を | 内容 |
|----|----------|-----------------------------------|
| 1 | | コロナ話題から離れる時間を持つ |
| 2 | | 仲間とSNSでチャットをする、メール交換。あるいは電話でしゃべる |
| 3 | | 仲間を見ながらの1人食事会、飲み会を楽しむ |
| 4 | | 散歩する、筋トレ・スクワットなど運動をする |
| 5 | | DVDや動画、テレビを楽しむ、ゲームをする |
| 6 | | 漫画や本などを読みます |
| 7 | | 好きな音楽を聴く、1人カラオケをする。ラップ、ロックなどを踊ります |
| 8 | | ぐっすり寝ます、お風呂でくつろぎます |
| 9 | | 呼吸法(深呼吸)やヨガ、太極拳などを行う |
| 10 | | 自分なりの対処法があり、時々おこなっています |

マコマコのアドバイス

免疫力向上こそ

「対処リスト」は、2つ以上の○が望ましいですよ。

いま、一番求められるのは「免疫力向上」です。感染への抵抗力増進になります。なぜなら疲れやストレスは免疫力を下げますから。

対処のポイントは喜怒哀楽の感情発散と睡眠確保です。「笑う、泣く、泣き笑い」が免疫力向上に良い。

例えばテレビや動画、DVDで、落語や漫才を聞いたり、新喜劇・コント・お笑い芸人の番組を見ながら笑うのが最高です。落語でしんみり、涙ぐみ、漫才で大笑いするのも良いでしょう。

また「悲しい歌」を聴く、唄いながら涙するのも一法です。疲れやストレスがある時は、「明るい歌」は負担になります。あるいはロックやラップを唄いながら踊るのも最高。

笑いや涙、汗とともに疲れやストレスが流れ去りますよ。それとともに免疫力もアップ！

運動し、睡眠確保を

睡眠も必須アイテム。確保すれば免疫力アップします。気を付けてほしいのは家に閉じこもり、身体を動かさないと肉体的疲労がないので、寝つきが悪くなり、眠りも浅くなります。

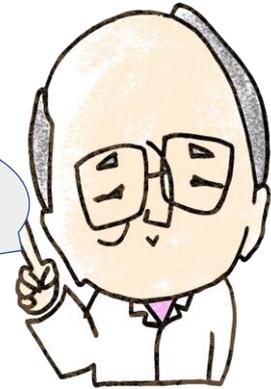
筋トレ・スクワット・ストレッチ、近所の散歩などで、身体を動かしてください。1日、5千歩を目標にしてね。

マコトの一言

新型コロナ禍
は強いストレス。
気分転換、対処が
要るよね！！



感情発散と
睡眠確保の2つ。
笑い、泣き
ましょう！



秋吉 | 夏目

【新しいポスターのご案内（頒布中です！）】

転倒災害を防ぐためにご活用ください！



陸上貨物運送事業労働災害防止協会
安全ポスター No. 77
価格：210円(税込)

陸災防では、「夏期労働災害防止強調運動」（7月1日から7月31日まで実施中）のスローガン「ちよつとした 段差ひとつも事故のもと リスクを減らす創意工夫」（安全衛生標語荷役部門優秀作品）をテーマとしたポスターを作成し頒布中（価格 210円(税込)）です。

ポスターを掲示し、労働災害防止の意識高揚にご活用ください。

安全ポスター No.77 申込書

| | | | | | |
|------------------------------|-----------|--|---|---|----|
| 申込年月日 | | 年 | 月 | 日 | 曜日 |
| 申込者名(請求先) | | | | | |
| 申込担当者名 | | ☎ FAX | | | |
| 送付先 | 名称 | | | | |
| | 所在地及び担当者名 | 〒 | | | |
| 品名 | | ☎ 安全ポスター No.77 | | | |
| 数量 | | | | | |
| お支払方法 | | <input type="checkbox"/> 請求書払い <input type="checkbox"/> 代金引換 | | | |
| 通信欄 請求先・送付先等が異なる場合の住所や要望等 | | | | | |

空欄に必要事項をご記入いただき、下記番号へFAXにてお申込みください。

FAX 03-3453-7561

【連載Ⅱ】 安全衛生水準向上にお役立てください！

やさしく解説「労働安全衛生法」

第4回

4 安全管理者（第11条）

(1) 安全管理者の選任

陸運業では、労働者数が50人以上の規模の事業場に安全管理者の選任を義務付けています。

安全管理者は、選任すべき事由が発生した日（労働者数が50人以上になった日）から14日以内に選任するとともに、事業場に専属の者を選任する必要があります。

また、安全管理者を選任したときは、安衛法100条に基づき、所轄の労働基準監督署に「安全管理者選任報告」を提出しなければなりません。

なお、安全管理者が旅行、疾病、事故等で職務を行なうことができない時は、代理者を選任しなければなりません。

(2) 安全管理者の資格

次の者が安全管理者となることができます。

ア 安全管理者選任時研修を修了した者

ただし、次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- ① 大学又は高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めた者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- ② 高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

イ 労働安全コンサルタント

(3) 安全管理者の職務

安全管理者の職務については、安衛法第11条に、次のように規定されています。

前条第1項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

前条第1項各号の業務は、前号で説明した第10条の総括安全衛生管理者の職務ですが、このうち安全管理者の職務となる安全に係る事項は次のとおりです。

- ① 労働者の危険防止するための措置

に関すること。

- ② 労働者の安全のための教育の実施に関すること。
- ③ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること（安全関係）。
- ④ 安全に関する方針の表明
- ⑤ リスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置（安全関係）
- ⑥ 安全に関する計画の作成、実施、評価及び改善（P D C A）

(4) 安全管理者の巡視及び権限の付与

安全管理者の巡視及び権限の付与については、労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます。）第6条に、次のように規定されています。

- 1 安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、安全管理者に対し、安全に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。

下線部の措置と権限について、一般的に次のことが考えられます。

- ① 建設物、設備、作業場所若しくは作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な危険防止措置
- ② 安全装置、保護具その他危険防止のための設備、器具の定期的点検及び整備
- ③ 作業の安全についての教育及び訓練
- ④ 発生した災害の原因の調査及び再発防止対策の検討
- ⑤ 消防及び避難の訓練
- ⑥ 作業主任者、作業指揮者、現場監督者等に対する指導・監督
- ⑦ 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録
- ⑧ 作業手順等に関する貨物積卸し場所における荷主等との連絡調整

「エイジフレンドリー補助金」の申請受付が始まりました

厚生労働省では、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを行う中小企業事業者の取組を支援するため、今年度から「エイジフレンドリー補助金」を創設し、受付を開始しました（申請期限は10月末まで）。この補助金は、高年齢者の働く職場環境の整備として、施設・設備等の改善、腰痛予防のための機器導入や安全衛生教育などの対策に要した費用の一部を補助するものです。

詳細は、日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センターホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp/> をご覧ください。

本誌12頁にて紹介しておりますリーフレット「トラック荷台からの転落を防ぐために」に掲載されている「トラック荷台への昇降設備」は、エイジフレンドリー補助対象として具体的に例示されていませんが、高年齢労働者の安全衛生の確保に寄与する「身体機能の低下を補う設備・装置」の導入として補助の対象となります。

「エイジフレンドリー補助金」のご案内（リーフレット）

<https://www.jashcon-age.or.jp/common/pdf/age-friendly-subsidy.pdf>

【中災防からのお知らせ】

パワーハラスメント相談窓口担当者研修

〔基本コース〕〔相談対応コース〕

〔基本コース〕開催日：第5回8月31日(月)・第6回12月21日(月)

いずれも10:20～16:30

会場：安全衛生総合会館(東京都港区)

2020年6月、改正された労働施策総合推進法が施行されました。

この法律改正により、事業主にはパワーハラスメント防止のための措置を講じる義務が課され、労働者からの相談に対応するための窓口の設置や、相談窓口の担当者が相談内容や状況に応じて適切に対応することが求められることになりました。また、相談に適切に対応するため、法に基づく指針では、「相談窓口の担当者に対し、相談対応について研修を行うこと」が示されています。「基本コース」では、相談窓口担当者に求められる基本的な知識に加えて、グループワークによるパワーハラスメント相談実務について学んでいただきます。

※ 相談窓口担当者としての必須のスキルである傾聴技法について実習を中心に実践的に学ぶ「相談対応コース」も実施しています。

詳細は、中災防ホームページをご覧ください。

https://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3520_sp.html

【お問い合わせ】

中央労働災害防止協会 健康快適推進部 企画管理課 TEL 03-3452-2517

令和二年度 厚生労働省委託事業

腰痛予防対策講習会

参加費
無料【腰痛】 第三次産業における
職業性疾病の7割を占めます。

今後、社会的役割の拡大が見込まれる陸上貨物運送事業の現場において腰痛予防対策が重要な課題となっています。そこで「職場における腰痛予防対策指針」の普及促進を目的とした無料の講習会を、陸上貨物運送事業を対象に全国16箇所で開催いたします。腰痛予防に役立つ知識やスキルの習得に是非ご活用ください。

予防は治療に
勝ります

対象

陸上貨物運送事業の事業場の衛生管理担当者向け

13:30～ 受付開始

14:00 開講

16:00 終了

内容

腰痛予防対策指針をイラスト等によりわかりやすく解説した陸上貨物運送事業者向けのテキストを使用します。

- 腰痛の発生状況、腰痛の影響要因、対策のための体制づくり
- 姿勢の改善、荷の重量の明示など
- 車両運転などの作業における留意
- 作業実施体制とリスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの活用
- 厚生労働省や関係団体が行う支援事業や助成金の紹介
- 人力による重量物の取り扱いの際の重量制限、作業実施体制など
- 労働者の身体負担を軽減する機械の紹介
- 腰痛を起こしにくい作業動作、腰痛予防体操（実技）

※講習内容は予告無く変更される場合があります

日程・会場

| | | | | | |
|-----|-----------|-----------------------------|-----|-----------|---------------------------|
| 山形 | 9月9日(水) | ヤマコーホール 7階 大ホール | 神奈川 | 11月5日(木) | ラジオ日本クリエイティブ事務局 3階 A+B会議室 |
| 北海道 | 9月24日(木) | 札幌市教育文化会館 3階 研修室305 | 京都 | 11月10日(火) | メルパルク京都 6階 宴会会議場D【鞍馬】 |
| 鹿児島 | 10月1日(木) | サンプラザ天文館 6階 ホール | 兵庫 | 11月13日(金) | 健康ライフプラザ 5階 ノーリフトラボ |
| 岡山 | 10月6日(火) | 株式会社コープP&S オルガビル B1階 オルガホール | 愛知 | 11月17日(火) | 名古屋国際会議場 2号館 3階 234会議室 |
| 新潟 | 10月8日(木) | 新潟テルサ 3階 大会議室 | 大阪 | 11月19日(木) | エル・おおさか 南館 10階 南1023号室 |
| 埼玉 | 10月13日(火) | JA共済埼玉ビル 3階 大会議室 | 東京 | 11月24日(火) | 日本教育会館 7階 中会議室 |
| 群馬 | 10月20日(火) | ピエント高崎 本館 6階 602号室 | 千葉 | 11月25日(水) | TKPガーデンシティ千葉 4階 コンチェルトA |
| 福岡 | 10月28日(水) | 都久志会館 4階 401～404会議室 | 静岡 | 11月27日(金) | パルシェ 7階 第1～3会議室 |

お申込み方法

Webから
お申込み
いただきます

① 「平プロモート」で検索。HP内「腰痛予防対策講習会」リンクへ。

平プロモート

検索

<https://seminar.tairapromote.co.jp/yotsu-yobo>

② 腰痛予防対策講習会「残席確認・オンライン申込み」より各対象講習へお申込みください。

③ 申込後、メール(受講票)が自動返信されますのでご確認ください。



注意事項

- 各会場とも先着順でお申込みを受け付け、定員に達し次第締め切ります。(各会場異なるため、残席数はWebサイトにてご確認ください)
- お申込みの際は、必ず受講される方の名義でお願いいたします。また、同一名義でのご予約は一席のみとなりますのでご注意ください。
- お申込み時にご記入いただいた個人情報につきましては、株式会社平プロモートの個人情報保護に関する基本方針に基づき、安全かつ適正に管理いたします。また、本講習会に必要な一連の業務以外に使用することはありません。
- 講義の録音・録画・撮影等はご遠慮いただきますよう宜しくお願いいたします。
- 講習会終了後、1～3か月以内に腰痛予防対策講習会参加後の取組状況を把握するための「フォローアップアンケート」をお送りいたしますので、ご協力をお願いいたします。
- 受講の際には必ずマスクを着用していただき、発熱・咳等の症状が見られる場合には、参加を控えていただきますようお願いいたします。
- 台風や災害、新型コロナウイルス感染症の状況により講習会を延期または見合わせる場合がありますのでご了承ください。また、定員数は政府による新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき設定しているため、今後の状況により変更される場合がありますのでご了承ください。最新情報は弊社ホームページに随時掲載いたしますので、ご確認ください。

お問い合わせ先

株式会社 平プロモート 腰痛予防対策講習会
〒471-0867 愛知県豊田市常盤町1-88 事務局TEL : 050-3532-9119 / FAX : 050-3397-6564
mail : yotsu-yobo@tairapromote.co.jp

運営協力 ● 日本ノーリフト協会 日本労働安全衛生コンサルタント会 中央労働災害防止協会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

| 陸運労災防止協会の表彰制度による小企業無災害記録事業場〔令和2年6月〕 | | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------|-------|--------------|-----------------|--------|
| 第5種(15年間) | 株式会社ビーシー工業 | 岡山県支部 | 第2種(5年間) | 小野田運輸倉庫株式会社 | 宮城県支部 |
| | 株式会社此川運輸宮城営業所 | 宮城県支部 | | 株式会社大一物流 | 宮城県支部 |
| 第4種(10年間) | 遠州トラック株式会社富山営業所 | 富山県支部 | 第1種(3年間) | 有限会社センヨウテックス | 宮城県支部 |
| | 有限会社須賀原運送本社営業所 | 岡山県支部 | | 有限会社魚心会運送 | 宮城県支部 |
| 第3種(7年間) | 有限会社勝又運輸 | 宮城県支部 | | 七福運送株式会社横浜営業所 | 神奈川県支部 |
| | 有限会社トランスポート竹内 | 岡山県支部 | | 株式会社イエローライン山陽 | 岡山県支部 |
| | アベニンコーポレーション株式会社岡山営業所 | 岡山県支部 | | 岡山丸善運輸株式会社本社営業所 | 岡山県支部 |
| 第2種(5年間) | 株式会社ブライト本社営業所 | 宮城県支部 | | 京極運輸商事株式会社倉敷事業所 | 岡山県支部 |
| | 株式会社トミナガ仙台支店 | 宮城県支部 | 有限会社倉敷運送センター | 岡山県支部 | |

業種別労働災害発生状況(令和2年速報)

令和2年6月8日現在

| 項目 | 死亡 | | | | | | 死傷 | | | | | |
|-----------|--------------------|------------|--------------------|------------|------------|------------|--------------------|------------|--------------------|------------|------------|------------|
| | 令和2年1月～5月 [速報値] | | 令和元年1月～5月 [速報値] | | 対元年比較 | | 令和2年1月～5月 [速報値] | | 令和元年1月～5月 [速報値] | | 対元年比較 | |
| | 死亡者数 (人) | 構成比 (%) | 死亡者数 (人) | 構成比 (%) | 増減数 (人) | 増減率 (%) | 死傷者数 (人) | 構成比 (%) | 死傷者数 (人) | 構成比 (%) | 増減数 (人) | 増減率 (%) |
| 全産業 | 267 | 100.0 | 260 | 100.0 | 7 | 2.7 | 36,989 | 100.0 | 37,656 | 100.0 | -667 | -1.8 |
| 製造業 | 39 | 14.6 | 45 | 17.3 | -6 | -13.3 | 8,146 | 22.0 | 8,449 | 22.4 | -303 | -3.6 |
| 鉱業 | 2 | 0.7 | 3 | 1.2 | -1 | — | 64 | 0.2 | 72 | 0.2 | -8 | -11.1 |
| 建設業 | 105 | 39.3 | 93 | 35.8 | 12 | 12.9 | 4,648 | 12.6 | 4,749 | 12.6 | -101 | -2.1 |
| 交通運輸業 | 3 | 1.1 | 5 | 1.9 | -2 | — | 961 | 2.6 | 1,045 | 2.8 | -84 | -8.0 |
| 陸上貨物運送事業 | 26 | 9.7 | 29 | 11.2 | -3 | -10.3 | 4,981 | 13.5 | 4,883 | 13.0 | 98 | 2.0 |
| 港湾荷役業 | 1 | 0.4 | 3 | 1.2 | -2 | -66.7 | 120 | 0.3 | 156 | 0.4 | -36 | -23.1 |
| 林業 | 19 | 7.1 | 16 | 6.2 | 3 | 18.8 | 464 | 1.3 | 474 | 1.3 | -10 | -2.1 |
| 農業、畜産・水産業 | 10 | 3.7 | 8 | 3.1 | 2 | 25.0 | 867 | 2.3 | 815 | 2.2 | 52 | 6.4 |
| 第三次産業 | 62 | 23.2 | 58 | 22.3 | 4 | 6.9 | 16,738 | 45.3 | 17,013 | 45.2 | -275 | -1.6 |

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況(令和2年1月～5月)

令和2年6月8日現在

| 項目 | 合計 | 墜落・転落 | 転倒 | 飛来・落下 | 崩壊・倒壊 | 激突され | はさまれ・巻き込まれ | 交通事故(道路) | 交通事故(その他) | その他 |
|----------|-----|-------|----|-------|-------|------|------------|----------|-----------|-----|
| 全産業 | 267 | 72 | 9 | 15 | 21 | 27 | 42 | 53 | 2 | 26 |
| 製造業 | 39 | 11 | 2 | 3 | 3 | 3 | 11 | 0 | 0 | 6 |
| 建設業 | 105 | 38 | 2 | 8 | 10 | 8 | 12 | 17 | 1 | 9 |
| 交通運輸業 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| その他 | 94 | 15 | 5 | 3 | 6 | 14 | 13 | 30 | 0 | 8 |
| 陸上貨物運送事業 | 26 | 8 | 0 | 1 | 2 | 1 | 5 | 6 | 1 | 2 |
| 同上対前年増減 | -3 | 3 | 0 | -2 | 1 | 0 | 2 | -7 | 1 | -1 |

業種、事故の型別死傷災害発生状況(令和2年1月～5月)

令和2年6月8日現在

| 項目 | 合計 | 墜落・転落 | 転倒 | 激突 | 飛来・落下 | 崩壊・倒壊 | 激突され | はさまれ・巻き込まれ | 交通事故(道路) | 交通事故(その他) | 動作の反動・無理な動作 | その他 |
|----------|-------|-------|-----|-----|-------|-------|------|------------|----------|-----------|-------------|-----|
| 陸上貨物運送事業 | 4,981 | 1,458 | 881 | 370 | 215 | 145 | 248 | 512 | 223 | 4 | 810 | 115 |
| 同上対前年増減 | 98 | 7 | 22 | -8 | -15 | -12 | -16 | 2 | -2 | 0 | 103 | 17 |

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

広報誌をお届けします(無料)!

陸災防広報誌をEメールでお届けします。
ご登録は、陸災防ホームページからの登録またはファックスするだけです。

FAX
登録方法

STEP1 次の登録申込書に必要事項をご記入ください。

STEP2 申込書をそのままFAXしてください(FAX番号 03-3453-7561)。

陸災防の広報誌 お届け先 **登録申込書** >>> FAX 03-3453-7561

| | | | |
|----------------|----------|-----------------------------|--|
| 事業場名または 個人名 | | | |
| 都道府県 | 陸災防 会員の別 | <input type="checkbox"/> 会員 | <input type="checkbox"/> 非会員 (賛助会員含む) |
| 電話番号 | FAX番号 | | |
| メールアドレス | | | |

(注) 次のURLから「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。<https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします

陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)の広報誌

「陸運と安全衛生」のご案内

お届けする広報誌の内容

- 陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」を毎月10日にお届けします。
陸災防会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例などを掲載しています。
- 安全と健康に関する様々な情報(厚生労働省情報など)をお届けします。
- 検定、研修会、講座の開催をご案内します。

このサービスは、陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」をEメールにてお届けするものです。登録料、購読料などは不要です。

ご登録いただいていない皆様、安全衛生情報源としてぜひご活用ください。

また、ご登録済みの方は、同僚、取引先の皆様へ広報誌をご紹介ください。



お問い合わせ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 業務部 広報課

TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561